館山市広報

発行所　館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67.68.188番

# 昭和二十七年度 市長施政方針の概要

新年度豫算案を審議する第一回定例市議會は二月二十八日午後二時から開催され會期を二月二十八日から三月十八日までの二十日間と決定後二十七年度豫算案をはじめとし別記議案を上程吉田市長から次のような施政方針の説明がありました。

昭和二十七年度當初豫算案を上程するに當り所信を述べその向うところを明らかに致したいと存じます。入るを計つて出づるを制すとは、われわれ日常生活について戒めた言葉で自分の收入の限度で暮しを立てろということであります。此の言葉は直ちに市町村自治体にも同様に言えると思います。即ち歳入を計つて歳出を制するということに於て市民の福祉を増進する爲に施設したいことは澤山ありますがしかし歳入には限度があり仕事には緩急があります。即ち歳入の限度によりやむなく事業を取捨選擇して切り捨てなければならぬものがあります。當市も當初各課から提出させました諸事業の總額は一億四千餘圓の多額でありましたが漸次壓縮して本年度一億二千三百万圓の豫算をここに提出したのであります。

市政の方針及び豫算について説明するに先ち私の常に抱懷している自分の生活信條を參考までに申し上げた方が便宜と思いますので一言申し上げます。

世の中は御承知の通り複雜多岐で一本調子ではないことは分つておりますが、人によっては此間に處して複雜多岐に乘じてわざ〳〵裏を行く人、又その裏を行く人、と複雜な行き方をする人を往々見うけるのであります。これも或は一つの處世術かもしれませんが然し、私は如何に迂餘曲折しても結極はもとにかえる。即ち、一元的だと考えますので卒直に見て初めから直線コースで行くのが捷徑だと信じております。即ち、事に當つては正直にぶちまけ隱す處のない行き方をするとのことが、即ち明朗な愛りのない處世方法だと信ずるのであります。

即ち、策を弄しないとことであります。

次に人間は專門以外の知識は割合に淺薄なものであって、たゞ過去の經驗によって生きている。――事を處するに當つては私は自分の未熟な知識に根底をおかず、多數の經驗者から知識を抽出總合することが賢明であると思います。即ち多數の意見を聞くのがいわゆるデモクラチックで民主々義的だと思います。

私は以上の處世觀を基にして常に市政に當っておるのであります。

とゝにおいて明朗なガラス張り政治・民主的な市政が生まれてくると確く信じてやっております。さて、市政は一つの大きな經濟活動であります。經濟觀念を離れてこれを運營するなどは當然不可能であります。しかし、その經濟たるや生きものでは日に日に動いて今日をもって明日を律することは困難であります例えば今日の物價が戰前の二百乃至三百倍になりなり賃金が百五十乃至二百倍になることを誰れか當時豫想したものがあるでしょうか、今日の國際間の動靜及び國内の政治活動は直ちにわれわれの懷に響き、米ソ關係は世界の大きな問題でありまして、その動向が世界を左右するのでありますが朝鮮問題は勿論、地球上の隅々の一事件も直ちに我が國に影響するのであります。米ソ兩陣營が妥協しない以上日に平和を唱えても現在の世界は軍擴時代に赴いて行くことは明白であります。我が國の工業力は軍需品製造場として英米から高く評價されております。從つて今後は平和産業よりも軍需産業であります。平和産業であるべき筈の偏は凋落するに引きかえ金偏が盛んになるのは御承知の通りであります。我々日常生活に必要な生産品がふえない爲にインフレの傾向は衰えないで物價は漸次高騰し工業地帶は或は盛況を極めるかも知れませんが當館山市の如き工業のない消費地ではただ物價高の惡影響のみを受けることとと思います。即ち、市民の收入がふえないで支出ばかり嵩み生活は困難に陥ちいることと思います。今迄でさえ市民は物價の高騰に追いつけないで市民の國、縣稅等稅負擔は極度に達したように見られます。しかもその上いろいろの寄附金も存外に多くそれだけ町村財政に喰込んでおります。現在の市町村行政はほとんど委任事務に追はれ市町村財政を豊にする原動力ともなるべき市町村固有の産業・經濟の開發・文化の向上・道路の改良・環境の衛生等の事業は財政的にほとんど省みる餘裕はなく從つて地方獨自の經濟力の振興は到底望めないのが現況でありますしかも一方收入面で平衡交付金はアンバランスであり又地方債も削減され補助單價も實情に副はない等々收入面においても決して樂でないのであります。

以上の構想の下に私は本年度の豫算を編成した次第であります。

# 市議會の動き

昭和二十七年第一回定例會は二月二十八日招集されたこの會期を二十日以内と定め付議事件二十二件中三月十五日現在までにおける經過は次の通りです。

## 議決された事件

一、請願書（種牡牛の購入について）
一、陳情書（農林振興會補助について）
一、議案第七號館山港棧橋復舊事業費起債について
一、議案第八號昭和二十六年度館山市歳入歳出追加更正豫算議決について
一、議案第九號館山市稅賦課徴收條例中改正について
一、議案第一〇號決算認定について
一、議案第一一號ガソリンの購入について
一、議案第一二號ガソリンの購入について
一、議案第一三號幼稚園保育料徴收條例中改正について
一、議案第一四號館山市立保育所使用料條例中改正について
一、議案第一五號工事請負契約について
一、議案第一六號道路復舊事業起債議決の變更について
一、議案第一七號河川復舊事業費起債議決の變更について
一、議案第一八號公益質屋事業起債議決の變更について
一、議案第一九號船形漁港修築費分擔金起債の變更について
一、議案第二一號昭和二十七年度館山市特別會計公益質屋歳入歳出豫算議決について
一、議案第二二號館山市金庫の設置及びその取扱者の指定について
一、議案第二三號館山港棧橋復舊事業起債について
一、議案第二四號昭和二十六年度館山市歳入追加更正豫算議決について
一、議案第二五號起債について
一、議案第二〇號昭和二十七年度館山市歳入歳出豫算は特別委員會に付託され目下審議中であります。

## 本市消防團榮ある表彰

### 縣消防大會において

三月七日の消防組織法制定施行の日（消防記念日）に縣教育會館において千葉縣消防大會が擧行されその席上本市消防團は左記表彰狀と榮ある表彰旗を授與されました。

記

表彰狀

館山市消防團殿

右は裝備施設訓練ともに優良にして他の模範である仍て茲に表彰旗を授與して之を表彰する

昭和二十七年三月七日

千葉縣消防協會々長　福地新作　印

# なぜ差押を始めたか

市稅滯納整理の一方法として、市も動産（品物）・不動産（土地・建物）の差押を始めました。

市民のごく一部には納稅に當つて「國稅」「縣稅」「市稅」と三段階に順をつけて考え市に甘える氣持もあつてか、とかく市稅だけは納める事をあとまわしにしている向きもあり、なかには『市は差押をしないから滯納してもかまわない』というような亂暴な口を聞く人も出てまいりました。けれどもこの三つの稅金は決して重い輕いの區別はなく、同じように、納める期日にはキチンと納めていただかなくては、國・縣はもちろん、直接に四万市民の幸福と安心をはかっている市は破産してしまうのです。そこで、市としては正直な納稅者のためにも、その方々がバカを見る事のないように斷乎たる決心のもとに差押をどしどし強行することになったのであります。と言つても、もちろん好んで事を荒立てたいわけではなく誠意をもつて交渉される方には、差押をしないうちに、温い氣持をもつて十分に御相談に應じているのであります。

市民の皆様！どうか皆様が一人も殘らず、明るい氣持で、稅金を期日までにお忘れなくお納め下さい。お互に手をとりあい、助け合つて完納に努力して下さるよう願つてやみません。

【納稅組合の設立・稅額についての御質疑その他稅金に關するおたずねは氣輕に、市役所稅務課又は館山・那古船形出張所稅務係へご照會下さいで、市としては正直な納稅者のためにも、その方々がバカを見る事のないように斷乎たる決心のもとに差押をどしどし強行することになったのであります。と言つても、もちろん好んで事を荒立てたいわけではなく誠意をもつて交渉される方には、差押をしないうちに、温い氣持をもつて十分に御相談に應じているのであります。

市民の皆様！どうか皆様が一人も殘らず、明るい氣持で、稅金を期日までにお忘れなくお納め下さい。お互に手をとりあい、助け合つて完納に努力して下さるよう願つてやみません。

【納稅組合の設立・稅額についての御質疑その他稅金に關するおたずねは氣輕に、市役所稅務課又は館山・那古船形出張所稅務係へご照會下さいで、市としては正直な納稅者のためにも、その方々がバカを見る事のないように斷乎たる決心のもとに差押をどしどし強行することになったのであります。と言つても、もちろん好んで事を荒立てたいわけではなく誠意をもつて交渉される方には、差押をしないうちに、温い氣持をもつて十分に御相談に應じているのであります。

# 統計だより

## 縣下九市自由物價調査比較表（2月13日現在）

館山市を基準とした指數

| 品目＼市名 | | 千葉 | 市川 | 銚子 | 船橋 | 館山 | 木更津 | 松戸 | 野田 | 佐原 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A 主要食料品の部（9品目） | 指數 | 115.27 | 121.76 | 110.74 | 120.99 | 100.00 | 111.07 | 110.22 | 110.45 | 106.61 |
| B 鮮魚介及塩干物の部（6品目） | 〃 | 106.73 | 107.31 | 80.38 | 111.80 | 100.00 | 100.48 | 89.75 | 97.54 | 99.50 |
| C 肉類の部（6品目） | 〃 | 94.11 | 91.67 | 100.12 | 95.96 | 100.00 | 94.05 | 102.02 | 90.07 | 94.17 |
| D 豆及蔬菜類の部（11品目） | 〃 | 117.12 | 115.05 | 94.27 | 102.63 | 100.00 | 95.69 | 97.46 | 104.03 | 101.54 |
| E 乾物類の部（14品目） | 〃 | 117.02 | 108.53 | 97.16 | 102.63 | 100.00 | 95.74 | 95.72 | 104.37 | 101.60 |
| F 調味料品の部（8品目） | 〃 | 107.88 | 100.00 | 99.36 | 95.58 | 100.00 | 109.47 | 102.20 | 96.52 | 106.62 |
| G 菓子果物及飲料の部（10品目） | 〃 | 99.06 | 87.97 | 101.25 | 99.48 | 100.00 | 98.35 | 98.95 | 95.24 | 117.13 |
| H 被服品衣料品の部（32品目） | 〃 | 113.16 | 101.55 | 102.73 | 106.87 | 100.00 | 99.00 | 97.44 | 98.14 | 102.58 |
| I 光熱品の部（7品目） | 〃 | 101.00 | 100.76 | 96.25 | 102.18 | 100.00 | 97.41 | 103.41 | 101.07 | 95.36 |
| J 家具什器及住宅修繕の部（10品目） | 〃 | 109.36 | 101.05 | 99.98 | 110.21 | 100.00 | 106.32 | 88.41 | 99.45 | 99.44 |
| K 日用品小間物雜貨の部（10品目） | 〃 | 100.51 | 95.86 | 95.97 | 94.30 | 100.00 | 97.97 | 97.32 | 96.98 | 96.15 |
| L 文房用品の部（5品目） | 〃 | 100.44 | 100.44 | 100.48 | 100.00 | 100.00 | 110.77 | 100.44 | 102.22 | 97.77 |
| 1 2 7 品目合計 | 〃 | 108.01 | 101.62 | 101.76 | 106.09 | 100.00 | 99.21 | 97.48 | 98.39 | 101.84 |

# 3月20日→4月20日 緑の月間

## 樹木をいたわりましょう

緑の月間は三月二十日から四月二十日までそのうち四月一日から四月七日までが緑の週間となっています。

この運動は既に皆さんが御承知の通り私達の生活をまもり健康をまもり、精神をまもつてくれる山林や樹木を愛しいつくしむ氣持を培うために行われる運動です。

この期間中は縣内各地で緑化運動のいろいろな催しが開かれるほか「緑の羽根」の募金運動が行われますのでご協力願いますなお緑の週間の日程は次のようになつています

第一日　家庭緑の日
第二日　職場緑の日
第三日　交通緑の日
第四日　街の緑の日
第五日　學校緑の日
第六日　山の緑の日
第七日　愛育緑の日

今日明日と思えば
税金おそくなる
北條小學校六年　福井孝昌

# 住民登録制度
## いよいよ七月一日實施

住民登録法の制度と意義については既に昨年十一月の市廣報でお知らせいたしましたが、この住民登録は市内に居住している人全部が登録しなければなりません。

この登録によって館山市民であるということが公認され、皆さんの日常生活の總ての面において利便を圖ると共に常時人口の狀態を明らかにし各種行政事務の適正簡易な處理に資するもので次の圖は住民登録を中心とした市の事務を表にしたものです。

表圖務事政行村町市たした中心を度制録登民住

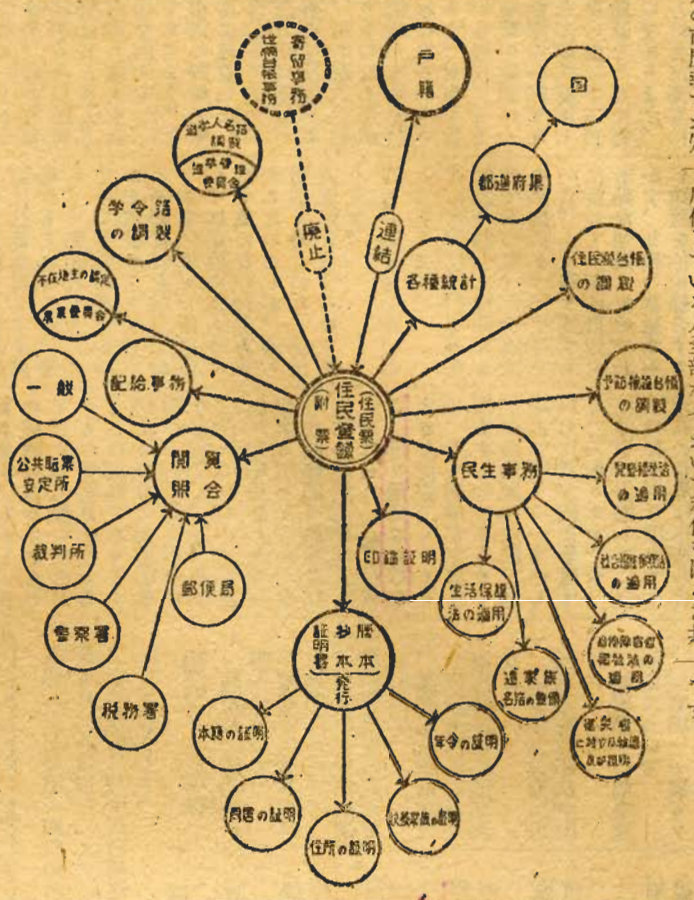


## 防犯月間を顧みて

犯罪は例年増加の傾向にあるのでこれが輕減防止を目的として、市警察署・防犯協力會・消防團・教護連盟協力のもとに防犯モデル地區を市内北條六軒町から北條全地區に區域を擴大して防犯思想の普及と夜間に於ける巡回（警戒）及び防犯診斷を二月十日から三月十日迄一ヶ月間實施した結果左記の通り豫想以上の成果を擧げましたので今後も此の体驗を充分に活用するため引續き警察獨自の立場から市内全般に亘り犯罪の未然防止・青少年の不良化の防止を併せて實施致し度いと考へて居りますので市民各位の御協力を御願い致します。

記

一、出動人員
警察官　延　七一名
防犯協力會　延　九〇名
消防團　延　三〇名
教護連盟延　一三名

二、防犯巡回
實施回数　七一回
防犯巡回は主として盗難の豫防青少年の不良化の防止、交通違反の絶滅を期せんとしたものでとの結果として
イ、自轉車に依る夜間無燈火乘車
一五二件・一五二名
ロ、自轉車の二人乘車一七件・三四名
ハ、自轉車の三人乘車一件・三名

三、防犯診斷
期間中に最も重点を指向したもので犯罪の防止と併せて各家庭に於ける就寢時の防犯措置狀態につき北條地區全般に亘り
イ、留守居の有無
ロ、戸締の狀況
ハ、施錠の完否
ニ、就寢時の照明狀況
ホ、物品の屋外放置
ヘ、その他防犯上の不備欠陥等について夜間診斷を實施し其の場で或は防犯注意カードに依つて皆さんの不備欠陥につきご注意致しましたがその累計は
イ、防犯診斷實施戸数延
一〇、三二一戸
ロ、不備欠陥のあつた總計延
一、六三一戸
以上の内譯
a　就寢時消燈せず又は照明を暗くする措置のないもの
六一六戸
b　物品の屋外放置
四一九戸
右の内自轉車無施錠・無監視の儘放置せるもの
三六二台
c　無締・無施錠のもの
四一〇戸
d　門戸の開放その他床下に防犯措置がなく防犯上不適當と思はれるもの
一五八戸
E　家を留守にしていたもの
二三戸
f　財産の分散管理の不適當なもの
五戸
g　その他の實施事項

との登録については七月一日に調査員が各世帯を訪問いたしますから本市に本籍のない方は「戸籍謄抄本又は戸籍記載事項證明書」を取りよせてお手許に用意しておいて下さい。

1.
イ、防犯思想の普及徹底
ロ、擴聲機の利用
ハ、擴聲機による市内大軒町鏡軒二階、及び房總宣傳株式會社の擴聲機を利用して防犯思想の普及に努めた。
ニ、「防犯ポスター」の掲示
館山二中・北條小學校の協力により防犯ポスター一八〇枚を作成し市内北條地區に掲示、防犯思想の啓蒙に努めた
ホ、防犯のしおり配布
防犯のしおり八、五〇〇枚を作成し市内各戸に配布し犯罪の未然防止について萬全を期した
ヘ、防犯幕の作成
防犯宣傳用に防犯二枚を作成
ト、防犯月間中使用は前來なかつたが今後の防犯活動に使用の豫定

2.
防犯對策の研究
三月七日午後二時から館山市大軒町公民館において公安委員會・市警視署二課・防犯協力會役員・消防團役員・教護連盟役員で防犯對策研究會を開催し將來の對策について檢討した

五、犯罪發生狀況
防犯月間中に於ける犯罪の發生狀況も數字的に現れないので確定的な事は言えないが、屆出或は檢擧に依る昭和二十六年一・二月中犯罪發生狀況と本年一・二月中のものとを比較いたしますと左表の通りであります。

| 年別 | 月別 | 一月 | | 二月 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 發生 | 檢擧 | 發生 | 檢擧 |
| 昭二六 | | 五五 | 二三 | 一三〇 | 一〇四 |
| 昭二七 | | 一〇一 | 六五 | 三二 | 二二 |

尚仔細に檢討すると北條地區に於ける防犯期間中の犯罪發生屆は僅かに五件で防犯モデル地區である北條六軒町に於ては僅かに窃盗一件の屆出があつたのみで犯罪防止上相當の効果を擧げたものと推定されますとれも市民各位の絶大なる御協力と防犯措置の徹底によるものと深く感謝致して居ります。

（館山市警察署）

## 元軍人軍属に對する傷病恩給及び障害一時金の受給について

終戰後元軍人・軍属（特に指定された者）に對する年功恩給扶助料等の國家の恩典は中止されましたが、公務傷病により恩給だけは恩給法の時例として引續き實施されている事は昭和二十三年四月二十三日附厚第二七八號の通牒により御承知の事と思いますが今回更に縣民生部世話課長より詳細がございましたので左記事項御含みの上該當すると思われる方は至急書類整備の上市役所又は縣民生課に御届け下さるよう御願いいたします。

記

元軍人として勤務中公務のため傷病を受け、又は疾病にかゝり、これがため現在恩給法の定める程度の障害状態にある者（終戰後海外に抑留された期間も含む）受けして症狀の固定している者（終戰後海外で抑留生活中自己の責に歸することの節來ない事由による受傷罹病も含む）

公務に起因する傷病・疾病とは在職中軍人として現役に服務中又は役にある者にあつては應召して部隊に服務中（終戰後海外に抑留された期間も含む）受けた負傷・病氣又は復員後在職中の公務に起因する疾病をいう（自己の重大なる過失を除く）

提出書類

一、症狀を詳しく書いた診斷書三通（西二通寫しでもよい）なるべく國立病院又は國立療養所で恩給診斷書を作つてもらうこと。

二、障害扶助料に要する診斷書は一般醫師の作つた診斷書なるべく症狀を詳しく記載したもの（傷病が公務に起因する事を證明した書類負傷發病時の現認證明書・事實證明書）

三、軍籍（履歴書二通）

この法律は本年七月で時効となるとのことですから念のため申添えます。

## 農家のしおり

いつともなく春が訪れ多作の仕上げに夏作の準備にいよいよ多忙の季節となり種々お知らせ致したいことが山積しております。

◎稲作の準備

一、品種の特性

農林三二號＝太市によく合う稲です。千葉旭より一・二日早い。病氣に強く多收穫乾田向。

農林三六號＝千葉旭より遅い良質多收穫乾田向。

農林二九號＝千葉旭と同樣病氣に強く適應性廣く乾田向。千葉旭＝房州に適合する品種で早生・良質多收穫乾田向だが病氣に弱い。

農林八號　良質多收穫・乾濕田向・中生。

農林三七號＝農林八號より三日遅い、草丈長いが遅植すると草丈が伸びない。二毛作田地帶の七月中・下旬の遅植用に妙。

愛知旭＝晩生・良質多收穫で特に深田や濕田向、病氣に弱い。

農林五四號＝東山五〇號、又は初霜ともいう、京神より二日早い。病氣に割合強く良質多收穫乾田向。

京神＝晩生・食味極上・藁品我孫向・多收穫乾田向。

沂畿二五號＝晩生・濕田向・白菜に弱い、良質多收穫。

農林二七號＝晩生・東神より五日晩い白菜枯耐病品種。

赤もち＝短稈・早生・適應性廣し。

旭もち＝晩生、安房郡に好適。

右の品種は市の採種圃産の優良種子でありますが。市農協では皆樣の交換をお待ちしております。これらの種子は皆樣の古い種子を更新していただくための目的で栽培したものですからどし〳〵御利用下さい。

二、種子の消毒

唐箕選の後壇水選（水一斗に壇約一貫で太体雜卵が僅かに水面に出る程度）でシイナを除去し水洗の後ウスブルン液（水一斗にウスブルン二五匁溶かす）に十五分漬け、濡れむしろで三十分間覆つて置いてから水びたしにする尚ウスブルンを水一斗に五匁溶かした液なら六時間浸す。

蒔し芽出しのあるものは危險、水びたし（浸種）は四月下旬頃で四・五日間位水に毎日代えること。

三、苗代

苗代を作る條件

蜜素・燐酸・加里を十分に元肥にする、市内の苗代は總体的に蜜素が多い傾向にあるので燐酸と加里をもつと考慮に入れて施して下さい。

| 種別 | 石灰窒素 | 硫安 | 過石 | 加里 | ワラ灰 |
|---|---|---|---|---|---|
| 砂土 | 二〇〇 | 四三 | 四〇 | 二〇 | 二〇〇 |
| 砂壤土 | 二〇〇 | 三八 | 五〇 | 二〇 | 二〇〇 |
| 粘土 | 二〇〇 | 一四 | 四〇 | 二五 | 二〇〇 |

1. 揚床
2. 床巾四尺
3. 反當十三坪以上
4. 播種は坪當二・五合―三合

四、肥料

施肥の基準は次の通り（坪當り）

石灰窒素は播種十日前に施す

◎麥の手入

一、土入れ

最後の土入れです。肥を吸收し倒伏のため、四月上旬までに一・二寸位大量に土入れをするか土寄せをします。

二、病氣

とれかちの麥は例年ソコ病（くさび病やサビ病）が出ます。黒穂病ならば引抜いて土中に埋めますがウドンコ病やさび病には石灰硫黄合劑（水十倍から百倍液を撒布します。この際二ヶ月前後にボルドウは使用できません。

硫黄合劑は市防除協會（市共濟組合内）へ申込むと現物を頒布します。

◎蚕豆の手入

一、藥劑撒布

病氣がはつきり現われています。お早く六斗式石灰ボルドウをかけて下さい。今は第三回目位をかける時期です。ボルドウをかける二割から五割以上増収になります。四月中は二回位施すと充分でしよう。

又アブラ虫には硫ニコ千倍液をかけて下さい。ボルドウに混ぜて施すと便利です。

二、蚕豆の採種

一寸は葉の大きい白花のもので三・四莢の下ぶくれの大豆が在來はおはぐろがなく小粒で青莖白花で早生のもの

◎甘藷

関東二二號＝飼料用として好適極早生・多收・白皮で粘質・早掘・二度堀により赤褐色で形がよく食味もよい。

関東二四號＝飼料向・収量は追肥の量は硫安十貫・過石十貫加里五貫位で十貫に加里肥料は思い切つて施して下さい。つぼみをつけたら六斗式石灰ボルドウを二・三回撒布すると収量は倍以上となります。

追肥は挿病を招きます。

追肥は遅い。

尚五月上旬の早掘向と思います。つぼみが出來るまで追肥を二回位施します。

餘り遅いからご注意下さい。

◎馬鈴薯

「もう芽も出揃う頃」

| 隣組名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| 廻覧順 | | | | | |